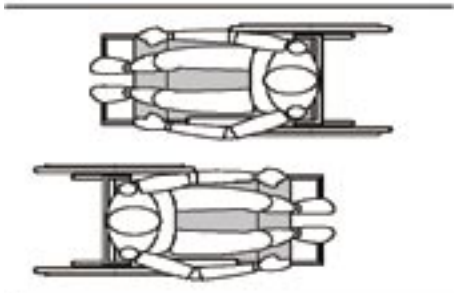


2-2 具体的な整備・施策の方針

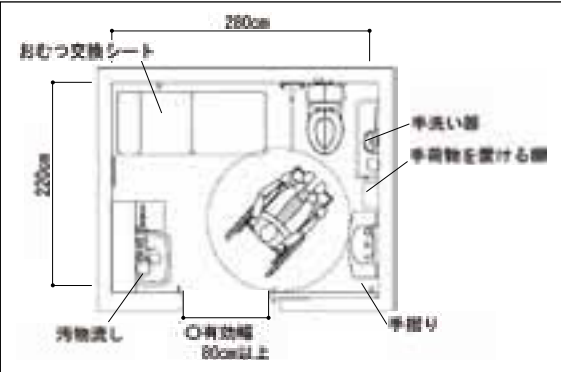

(1) 建築物や施設のバリアフリー化の整備方針

区分	対象施設	推進すべき基本的な基準や配慮事項
公共的建築物等	<p>◆利用者の多い公共的施設</p> <p>町管理及び町が関わる施設（官公庁・福祉・教育文化等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町役場庁舎 ・社会福祉センター ・ボランティアセンター ・そびあしんぐう ・シーオレ新宮 ・町研修所 	<p>● より多くの施設を快適に利用できるように、計画的な整備、改善、維持に努めます。</p> <p>【屋外（建物に入るまで）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 道路と敷地や出入口間に段差を設けない。 ◇ 駐車場を整備する場合は、できるだけ建物出入口付近に身体障がい者用駐車スペースを設ける。 ◇ 敷地入口や駐車場から建物出入口を結ぶ通路は十分な幅を確保し、視覚障がい者用ブロックを設置する。 ◇ 建物出入口に段差を設けず、十分な幅を確保する。 ◇ 建物出入口は可能な限り、自動ドアか手動の引き戸とする。 <p>【屋内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 廊下、通路は滑りにくい素材を使用し、歩行者と車イス使用者がすれ違える十分な幅を確保する。  <ul style="list-style-type: none"> ◇ 廊下、通路は原則平坦化とするが、高低差がある場合はスロープなどを設ける。 ◇ 出入口や受付などを結ぶ廊下、通路には視覚障がい者用ブロック等を設ける。 ◇ 受付カウンターや公衆電話は、分かりやすい場所とし、高さも配慮する。 ◇ 階段やスロープは、十分な幅を確保し、手すりや滑り止め等を設ける。 ◇ スロープは車イス使用者が通行しやすい勾配とする。 ◇ 身体障がい者用トイレを設け、特に利用者の多い施設には多機能トイレの設置を進める。 ◇ 一般トイレは腰掛便座や手すりなどを利用しやすいように設ける。 ◇ 2階以上にはエレベーターを設け、視覚障がい者用の操作盤等を設ける。 ◇ 公共性の高い施設には、授乳できる場所やベビーベッドなどを設ける。 ◇ 必要に応じて、案内表示を行う。
	<p>◆上記以外の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・小、中学校 ・体育館 	<p>● 「利用者の多い公共施設」の推進すべき基本的な基準や配慮事項を踏まえ、計画的にかつ適切に整備、改善、維持に努めます。</p>

区分	対 象 施 設		推進すべき基本的な基準や配慮事項
	施 地 域 の 設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館 ・ 集会所 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「町管理及び町が関わる施設」の推進すべき基本的な基準や配慮事項を踏まえ、改善支援を行っていきます。
	施 民 間 設 の	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工、福祉施設 ・ 幼稚園、保育所 ・ 医療、金融施設 ・ 商業施設 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「町管理及び町が関わる施設」の推進すべき基本的な基準や配慮事項を踏まえ、改善要望や支援を行っていきます。
公 園 ・ 運 動 施 設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園、広場 ・ 杜の宮グラウンド ・ 小学校グラウンド ・ 中学校グラウンド 		<ul style="list-style-type: none"> ● 安全に利用できるよう改善・維持に努めます。 ◇ 道路と敷地の間に段差を設けない。 ◇ 出入口は、車イス使用者等も通行しやすいよう十分な幅を確保し、できる限り段差を設けない。 <div data-bbox="778 667 1342 981" style="text-align: center;"> </div> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 駐車場を整備する場合は、身体障がい者用として十分な駐車スペースを設ける。 ◇ 園路や散策路は、安心して通行できるように十分な幅を確保し、できる限り段差を設けない。 ◇ 園路等でやむを得ず高低差がある場合は、ゆるやかな勾配とする。 ◇ 階段やスロープのある場所には手すりや滑り止めを設置する。 <div data-bbox="730 1350 1342 1749" style="text-align: center;"> </div> <ul style="list-style-type: none"> ◇ トイレを整備する場合は、できる限り身体障がい者用トイレ（多目的トイレ）を設ける。 ◇ 必要に応じて、休憩所や休憩施設（ベンチや飲用水設備等）を設ける。 ◇ 公園の出入口などに、必要に応じて案内板を設ける。

(2) 安心して移動できる環境づくりの整備方針

区分	対 象 施 設	推進すべき基本的な基準や配慮事項
交通 機 関 の 施 設	<ul style="list-style-type: none"> ・相島渡船待合所 ・新宮渡船待合所 ・渡船しんぐう 	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全に利用できるよう改善・維持に努めます。 ◇ 待合所の施設充実については、「建築物」の基本的な基準等をできる限り採用する。 ◇ 待合所にはできる限り身体障がい者用トイレ（多目的トイレ）を設ける。 ◇ 待合所から渡船場までの通路は十分な幅を確保し、段差がつかないように努める。 ◇ スロープを設ける場合は、手すりや滑り止め等の安全対策を講じる。 ◇ 渡船に乗船する際の段差解消や十分な移動スペースの確保に努める。 ◇ 客室は、車イス使用者が安心して利用できるようスペースの確保や設備の充実に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス ・路線バス 	<ul style="list-style-type: none"> ● バスやバス停等の環境改善については、事業者へ要望していきます。 ◇ コミュニティバスは、JR新駅の設置に伴い、巡回コースやバス停位置を検討する。 ◇ バス停は、安全に待機できるスペース（歩道等）を確保する。 ◇ バス停は、必要に応じて雨よけ施設（上屋等）や休憩施設（ベンチ等）を設ける。 ◇ バスは、低床バス（ノンステップ等）の導入に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・西鉄新宮駅 	<ul style="list-style-type: none"> ● 貝塚線の終点駅となり、駅改善計画が検討されているため、次の改善事項を要望していきます。 ◇ 出入口からホームに至る通路は、十分な幅を確保し、段差を設けない。やむを得ず段差が生じる場合は、スロープを設ける。 ◇ 券売機は、車イス利用者などが利用しやすい高さとする。 ◇ 駅舎出入口付近に車イス利用者等が優先的に利用できる駐車場を設ける。 ◇ 身体障がい者用トイレ（多目的トイレ）を設ける。

区分	対 象 施 設	推進すべき基本的な基準や配慮事項
交通機関の施設	鉄道施設 ・ J R 筑前新宮駅 (福工大前駅) ・ J R 新駅	<ul style="list-style-type: none"> ● J R 筑前新宮 (福工大前) 駅は駅ビルや駅前等が整備されたため、今後も維持・改善を要望していきます。 ● J R 新駅は、次の基本的な基準や配慮事項の整備を推進します。また J R 九州にも要望していきます。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 駅舎出入口は十分な幅を確保し、雨に濡れないよう屋根等の施設を設ける。 ◇ 通路は十分な幅をとり、高低差がある場合は、スロープ等を設ける。 ◇ 通路から改札口、ホームに至る経路には、視覚障がい者用ブロックを設ける。 ◇ 2階の改札口やホームへの移動にはエレベーターを設ける。 ◇ エレベーターは、誰にでも分かりやすい場所に設ける。 ◇ エレベーターは、車イス使用者が利用しやすいスペースを検討する。 ◇ ホームは、安全なスペースを確保し、転落防止や注意喚起ブロック等の安全対策を施す。 ◇ 駅舎構内か駅舎付近に身体障がい者用トイレ (多目的トイレ) を設ける。 ※多目的トイレ (標準的プラン) <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 改札口付近には休憩スペースと施設を設ける。 ◇ 券売機は、車イス使用者などが利用しやすい高さとし、券売機の下部に十分なスペースをとる。 <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 駅の出入口に、周辺施設などの案内板を設ける。 ◇ 駅の出入口付近に車イス使用者等が優先的に利用できる駐車を設ける。

区分	対 象 施 設	推進すべき基本的な基準や配慮事項
住宅開発団地	<ul style="list-style-type: none"> ・既設の住宅団地 ・新規住宅団地 	<ul style="list-style-type: none"> ● 既設の住宅団地は、再開発計画や改善計画等時において、安全な移動空間の確保を要望していきます。 ● 新規の開発団地は、計画段階で安全に移動できる空間計画を指導・助言していきます。
道 路 (歩 行 者 空 間)	<ul style="list-style-type: none"> ・主に幹線道路や歩行者の多い生活道路(国道、県道、町道) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国道や県道については、管理者に次の改善事項等を要望していきます。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 歩道は連続した平坦化を進める。 ◇ 歩道と車道の段差は少なくし、歩道と車道は分離する。 ◇ 歩道は滑りにくく水はけのよい舗装整備を進める。 ◇ 歩道は十分な幅を確保し、特に歩行者通行の多い道路は、できる限り 3m 以上の幅広い歩道を確保する。 ◇ 車イスの車輪等が落ち込まないように排水溝やマンホールなどのふたは平らなものを選ぶ。 ◇ 道路付属物や占用物などにより、歩道が狭くならないようにする。 ◇ 歩行者通行の多い道路や主要施設へのアクセス道路には、視覚障がい者用ブロックを設置する。 ◇ 必要に応じて、音声信号機や横断歩道等の安全施設を設置する。 ◇ 植樹する際は、歩道の幅を十分に確保する。 ◇ 必要に応じて、休憩施設(ベンチ等)を設ける。
	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道のない道路(主に町道) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 開発事業等により改善が図れる場合は、積極的に開発者へ要望していきます。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 道路の連続した平坦化を進める。 ◇ 交通量の多く危険性の高い道路は、優先的、計画的に幅員改修を進める。 ◇ 歩行者の安全な移動を確保するため、適宜安全施設の設置を進める。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・マップ(地図) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 重点整備地区の整備後、安心して外出できる福祉マップの作成を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・サイン(案内標識) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要道路または公共施設周辺には、施設等の案内標識等を計画的に設置します。また、視覚障がい者用の誘導対策等を検討していきます。

(3) 安心な暮らしづくりを進めるための方針

① 住宅改造支援

- 住宅改造については、日常生活用具の給付等による改善と住宅を改修する場合の補助金制度である「住宅改造支援（福岡住みよか）事業」を取り入れ、改修費の個人負担の軽減を図っていきます。
- 住宅改修については、建築士や作業療法士などの専門家の意見による住宅改修プラン作成の支援を推進します。

② 住宅に関する情報提供

- 住宅の増改築や新築等に関する必要な情報提供に努めていきます。
- マンション等の民間住宅建設時については、建築士や建築業者等に対して障がいのある人に配慮した設計・施工について要請するとともに、必要な情報提供に努めていきます。

③ 防災対策の推進

- 消防・警察、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会（福祉委員）、その他関係者機関と連携を図り、災害時要援護者が安心して暮らせるよう、災害時の避難体制、防災体制について地域に密着した防災ネットワークを検討するとともに、災害時要援護者支援計画を作成し、適切な支援の実施を推進します。

④ 防災教育の実施

- パンフレットやチラシ等を配布し、障がいのある人や高齢者等、災害時要援護者やその家族に対し、災害時の対応や避難方法、避難場所などの周知を推進します。

※福岡住みよか事業

内 容： 高齢者等の自立を促し、日常生活の利便を図り、介護者の負担を軽減させることを目的とした改修に対し助成するもの。上限額 300,000 円。

対象者： 介護保険法または自立支援法による住宅改修事業の申請額が限度額まで達し、かつ住民税および所得税が前年度非課税の世帯に属する者。

(4) 心の教育と支え合う社会づくりを進めるための方針

① 福祉教育の推進（優しい心の構築と普及のために）

- 障がいのある人が安心して社会参加するためには、町民の障がいに対する理解を深める必要があります。そのため、正しい知識を身につけるための研修会や福祉体験を実施し、小中学校や地域、事業所等における福祉教育を充実していきます。
- 町内の障がい者関連施設との交流や、障がいのある人を各種講座の講師等に積極的に活用していきます。

② ボランティア活動の推進

- 高齢者や障がいのある人が安心して社会参加するためには、ボランティアの支援は不可欠です。このため、ボランティアの育成や活動を充実させ、ボランティアとの連携を図っていきます。

③ 積極的な社会参加の推進

1) 高齢者の社会参加

- 高齢者が様々な体験や学習を通して、やりがいや生きがいを見つけ、心身ともに健康でいきいきと生活するため、生涯学習を推進していきます。
- 健康でいきいきとした高齢者社会の構築のため、シルバー人材センターとの連携を深めるとともに、雇用就業機会の確保に努めていきます。
- 社会福祉協議会を中心に、各種団体との連携強化を図り、高齢者が参加できる活動の充実を図ります。

2) 障がいのある人の社会参加

- 障がいのある人が積極的に地域に参加するため、地域活動の拠点として、ボランティアセンター、社会福祉センター、シーオーレ新宮等の公共施設の場の提供とともに、活動状況等について町広報や福祉のてびき等でPRしていきます。
- 福祉のまちづくりを目指して活動する「障がい者（児）問題を考える福祉のまちづくり新宮ネットワーク」と連携を強化していきます。
- 現行のサービスでは社会参加や生きがいづくりの場が確保されていない現状があるため、障がい者のサロンの開催をはじめ、文化・スポーツ活動、ふれあい運動会、ふれあいフェスタなどの交流事業を推進していきます。
- 障がい者の職業的自立を促すため、商工会や企業連絡協議会等との連携を行い、事業所への積極的な雇用促進に努めます。

こんな「まち」がいいな ～みんなにやさしい「まち」のイメージ～

こんな「まち」なら
あかちゃんも
いっしょでも行けるわ



授乳室
母乳やおむつを換えるために授乳室があります。

案内表示
目にもわかりやすいように、色や音画、点字による表示をしています。

出入口
段差がなく、幅も広くし、自動ドアをしています。

公園
段差がなく、休むためのベンチを設けています。

エレベーター
新しい車体で、車いすや自らの歩行が不安な人にも使いやすいように、低い位置に操作盤を設けたり、通風で蒸気する装置をつけています。

階段・廊下
すべりやすいのびんすべり止め、高床プロテクターをつけています。

トイレ
おむつや紙おむつを換えている人、小さな子どもをお連れした人など誰もが利用できるように、すべりやめりむつ交換のためのベッドなどが備わっています。

公衆電話
車いすを使っている人も利用しやすいように、低い位置に設置しています。

公衆ファックス
目の不自由な人をはじめ、誰にも便利なように、文字や絵で情報を送れる公衆ファックスを設置しています。

駐車場
車いすを使っている人が事前し、使いやすいように、車庫に広い車庫に、車いす乗り降りしやすいように、備わった駐車スペースを設けています。

歩道
歩道と車道は明確に分け、歩道には、点字ブロッコを敷いています。また、休むためのベンチも設けています。

